

各都道府県介護保険担当課 御中

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

1. 老人保健福祉局の再編及び介護保険法の円滑な施行を図るための相談窓口等の設置について
2. 介護保険制度施行に伴う緊急即応体制について
3. 市町村職員を対象とするセミナーの開催について

(合計 本紙含め15枚)

vol. 57

平成12年3月29日

厚生省介護保険制度実施推進本部

\* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく  
お願いいたします。

事 務 連 絡  
平成12年3月29日

各都道府県 老人保健福祉担当課（室）長 殿

厚生省老人保健福祉局企画課

老人保健福祉局の再編及び介護保険法の円滑な  
施行を図るための相談窓口等の設置について

日頃より老人保健福祉行政に多大なる御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局では、4月1日から施行される介護保険制度の円滑な実施を目指し、別紙のとおり組織を再編成することといたしました。

なお、介護保険法が施行されます4月1日（土）、4月2日（日）におきましては、職員が待機し介護保険に関する市町村等からの緊急の相談等に応じることとしております。（直通相談窓口 9:30～18:00 03-3503-2156、03-3503-1910）

また、4月3日（月）以降は、介護保険課及び老人保健課内に当面、介護保険緊急即応窓口をおくこととしております。

（介護保険緊急即応窓口 9:30～03-3503-2156、なお要介護認定、ケアプランの給付管理、介護報酬関係については、03-3503-1910）

今後とも、介護保険をはじめ老人保健福祉行政に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

照会先

老人保健福祉局企画課総務係

03-3591-0954

## 老人保健福祉局の主な事務分担(平成12年4月1日)

下線部介護保険関係

## 老人保健福祉局

書記室  
03-3501-3420

管理係 人事・給与・職員の福利厚生、国会関係の連絡調整

経理係 局の予算経理及び物品管理の総括

## 企画課

03-3591-0954

総務係 企画課内の事務総括・連絡調整、局内の広報等

企画調査係 課の予算の総括、老人保健健康増進等事業、長寿科学総合研究事業、介護保険の数理及び介護保険制度の統計数理的調査企画法令係 局内所管法規の総括・審査、介護保険に関する総合的企画及び連絡調整、老人保健法による医療等、税制改正等

拠出金係 老人医療拠出金の額の算定

基金係 社会保険診療報酬支払基金の老人保健関係業務の指導監督・処分に係る審査請求の処理及び拠出金の滞納処分

調査係 老人保健福祉関係の数理的分析

## 介護保険指導室

03-3595-2076

指導係 介護保険指導室内の事務総括・連絡調整、指導計画の企画立案特別介護保険指導官、介護保険指導官 都道府県、市町村の介護保険事務等に関する指導特別介護サービス指導官、介護サービス指導官 居宅サービス事業者、介護保険施設等に対する指導等、特養等に関する緊急時における監査、老人福祉事業を行う社会福祉法人の指導監督、老人福祉法による措置に関する指導監査

老人保健指導官 医療の実施及び特定療養費等の支給に関し、市町村等に対する指導監査、保険者の拠出金の額の算定に関し、保険者に対する指導監督

## 介護保険課

03-3595-2890

総務係 介護保険課内の事務総括、連絡調整等財政第1係 介護保険制度運営に必要な予算の総括、市町村に対する給付費負担金の交付及び精算、介護保険制度の安定運営のための企画調整財政第2係 財政調整交付金の調整及び執行、財政安定化基金の運営指導及び負担金の交付、都道府県に対する補助金の交付、地方財政計画、財政調整交付金等の交付及び精算、支払計画広域指導係 市町村及び都道府県事務の指導、業務報告、WAM-NETの疑義照会システム、保険者の広域化の推進、市町村相互財政安定化事業の指導企画法令係 介護保険制度の運営企画、法令及び通知、介護保険制度の円滑運営のための市町村支援、審査請求監理第1係 国保連の介護保険事業関係業務に係る指導監督、国保連等に係る補助金の執行、介護報酬審査支払手数料の設定、審査支払に関するシステム介護保険緊急即  
応窓口

(平成12年4月3日～)

03-3503-2156

**計画課**

03-3595-2888

監理第2係	<u>社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務の指導監督及び事務費補助金の執行、概算介護給付費納付金の精算に係る調整金額の算定率、第2号被保険者1人当たり負担見込額及び負担額</u>
総務係	計画課内の事務総括、連絡調整等
予算係	課予算の総括
企画法令係	老人の福祉の向上に関する企画、老人福祉事業を行う社会福祉法人の認可、老人福祉法に関する法令事務
施設整備第1係	<u>介護老人福祉施設等の整備及び運営指導</u>
施設整備第2係	<u>介護老人保健施設等の整備及び運営指導</u>
福祉係	老人居宅生活支援事業の届出、養護老人ホームの措置費等の執行、その他福祉の措置、在宅福祉事業費補助金等の執行決算、高齢者の生活支援事業
計画係	<u>老人保健福祉計画、介護保険事業計画の基本指針の策定、介護保険事業計画、市町村特別給付及び保健福祉事業の指導</u>
痴呆対策係	痴呆に関する対策の企画、痴呆の調査・研究(医療費を除く。)、痴呆性老人グループホームの整備・運営、痴呆介護業務従事者の養成、研修
老人福祉専門官	老人福祉行政の専門的な事項
老人保健福祉計画官	老人保健福祉計画、 <u>介護保険事業計画の総合的分析、評価、推進</u>

**振興課**

03-3595-2889

総務係	振興課内の事務総括、連絡調整等
生きがい係	課予算の総括、在宅事業者の実態調査等、高齢者の生きがい等社会活動・老人クラブ活動の振興指導、高齢者の社会活動に係る調査・研究、ねんりんピック、健康長寿のまちづくり事業
介護サービス振興係	<u>居宅サービス事業者、介護保険施設等の指定基準、在宅事業者の実態調査等、民間老人保健福祉事業等の振興・調査研究、有料老人ホーム、シルバーサービスに関する地方振興組織の育成</u>
人材研修係	<u>ケアマネージャー、ホームヘルパー等の研修・人材確保</u>
福祉用具係	福祉用具法に係る福祉用具の研究開発・普及、介護実習・普及センターの運営指導、高齢者の住宅対策
企画法令係	所管事業の総合的企画・調査、法令事務
シルバーサービス専門官	シルバーサービスの専門的な事項、シルバーサービス事業者・団体の育成・個別指導、有料老人ホームに係る専門的事項、福祉用具の研究開発及び普及に係る専門的事項

老人保健課  
03-3595-2490

総務係	老人保健課内の事務総括、連絡調整等
予算係	課予算の総括
企画法令係	<u>介護サービスの費用の額の算定に関する基準(介護報酬)及び要介護認定・要支援認定の基準並びに医療等以外の保健事業に係る企画調整、医療の取り扱い及び担当に関する基準</u>
調査係	<u>介護報酬及び医療等以外の保健事業の調査</u>
介護認定係	<u>要介護認定、要支援認定に係る調査及び事務指導</u>
保健指導係	医療等以外の保健事業の運営指導
リハビリ推進係	寝たきり予防に係る思想の普及、地域リハビリテーション推進に係る運営指導
医療係	医療に要する費用及び特定療養費に係る療養についての費用の額の算定に関する基準(診療報酬)に係る事務指導
介護報酬専門官	<u>介護報酬に係る専門的、技術的事項、居宅サービス計画及び施設サービス計画(ケアプラン)の給付管理</u>
看護専門官	<u>介護報酬の看護に係る専門的・技術的な指導、老人訪問看護療養費に係る費用の額及び運営に関する基準</u>

介護保険緊急即  
応窓口

(平成12年4月3日～)

要介護認定、ケア  
プランの給付管理、介護報  
酬の相談に限る

03-3503-1910

介護保険緊急即応窓口 03-3503-2156  
(要介護認定、ケアプランの給付管理、介護報酬  
に関する緊急の相談については、03-3503-1910)

## 介護保険制度実施に係る老人保健福祉局の体制について

### 1 局組織の再編（介護保険関係事務の分掌）

- 介護保険課を新設するとともに、局内各課の介護保険関係の所掌事務を見直す。

#### 企 画 課

- ・ 介護保険制度の施行総括、広報
- ・ 介護保険制度に関する数理統計の総括

#### 介護保険指導室

- ・ 都道府県・市町村に対する指導
- ・ 介護サービス事業者等に対する指導監督

#### 介護保険課

- ・ 介護保険の法令解釈等
- ・ 介護保険財政等

#### 計 画 課

- ・ 介護保険事業計画その他介護サービス基盤の整備
- ・ 低所得者対策、介護予防・生活支援事業、家族介護支援事業等

#### 振 興 課

- ・ 指定基準・運営基準など指定事業者・施設
- ・ 介護サービスの振興、質の評価・消費者保護
- ・ ケアマネジャー等人材確保

#### 老人保健課

- ・ 介護報酬
- ・ 要介護認定
- ・ 給付管理業務

### 2 介護保険制度推進チーム

- 組織横断的な課題に対応するため、以下のチームを置く予定。
- ・ 実施状況点検チーム
  - ・ 介護サービスチーム
  - ・ 事務処理システムチーム
  - ・ 基盤整備チーム
  - ・ 情報通信システムチーム

事務連絡

平成12年3月29日

各都道府県介護保険主管課（室）担当官 殿

厚生省老人保健福祉局

介護保険制度施行準備室

### 介護保険制度施行に伴う緊急即応体制について

本年4月1日に介護保険法（平成9年法律第123号）が施行されますが、施行当初においては、各市町村等の現場において緊急対応することが求められる事態が発生することも予想されます。こうした事態に即応するためには、厚生省、都道府県及び市町村との間に緊密な連携体制を整備することが必要と考えられます。

つきましては、介護保険制度施行に伴う緊急即応体制について下記のとおりといたしますので、各都道府県介護保険主管課（室）担当官におかれましては、管下市町村への周知など御協力方よろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1. 4月1日（土）及び2日（日）における緊急連絡体制

（1）本年4月1日（土）及び2日（日）、厚生省においては、次の事項について、老人保健福祉局の担当職員が職場で待機し、市町村等からの緊急連絡に対応できる体制を確保する。

- ① 介護保険の市町村事務担当
- ② ケアプラン作成担当
- ③ 特別養護老人ホームなど介護サービス担当
- ④ 介護保険法令担当

(2) 都道府県においては、厚生省における上記の対応体制を管下市町村に連絡するとともに、厚生省と連携して即応すべき事態等が発生した場合には、必ず(3)の電話を通じて当省に連絡するよう、制度施行前に周知する。

(3) 本年4月1日(土)及び2日(日)、厚生省においては、市町村等からの緊急連絡に対応できるよう、専用回線電話を設置する。

なお、専用回線電話の番号は、次の2つとする。

① 03-3503-2156

② 03-3503-1910

2. 4月3日(月)以降14日(金)までの間における「介護保険緊急即応窓口」の設置等

(1) 老人保健福祉局に、市町村等からの緊急の疑問や照会に即応できる窓口を設置することとし、当該窓口の電話番号は、前記1.(3)①の番号(03-3503-2156)とする。ただし、要介護認定、介護報酬又は給付管理業務に関するものについては、前記1.(3)②の番号(03-3503-1910)とする。

また、市町村等からの通常の疑問や照会は、従来どおり都道府県を通じてWAM-NET等で対応する。また、国民からの御意見等については、引き続き、介護保険広報支援センター内の「介護保険・ご意見大募集」を通じて対応する。

(2) 都道府県においては、本年4月3日(月)以降14日(金)までの間に、管下市町村等の現場で、

a 特に問題となった事例 又は

b 介護保険サービスに関する苦情

があった場合には、3日(月)、5日(水)、7日(金)、14日(金)のそれぞれの日の21:00までに、管下市町村における当日までのa及びbの状況を、勤務時間内に可能な限り把握し、当省宛にFAXで送信されたい。

その際、aについては【別添様式1】により、bについては【別添様式2】により、それぞれ取りまとめた上、送信されたい。

なお、当省宛のFAXについては、各都道府県ごとに、それぞれ次の番号とする。

- ①北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び茨城県  
・・・03-3503-2740（老人保健福祉局企画課）
- ②栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県及び富山県  
・・・03-3592-1281（老人保健福祉局企画課介護保険指導室）
- ③石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県  
・・・03-3503-2167（老人保健福祉局介護保険課）
- ④滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び島根県  
・・・03-3595-3670（老人保健福祉局計画課）
- ⑤岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び福岡県  
・・・03-3503-7894（老人保健福祉局振興課）
- ⑥佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県  
・・・03-3595-4010（老人保健福祉局老人保健課）

4月 3日(月)・5日(水)・7日(金)・14日(金) 報告分

都道府県名	
a 管下市町村において特に問題となった事例の概要	

- ※ 様式上部の日付は、提出日の日付を○で囲む。
- ※ 既に報告している事例については、提出することを要しない。
- ※ 紙面が不足する場合には、適宜追加して差し支えない。

4月 3日(月)・5日(水)・7日(金)・14日(金)

報告分

都道府県名		
b 管下市町村における苦情の総件数		
(1) 要介護認定関係 (例：要介護認定が低すぎて、必要なサービスが受けられない 等)		
前回までの累計	今回までの累計	前回と今回の差
件	件	件
(2) ケアプランの遅れ、内容等関係 (例：4月をすぎてもケアプランを作成してもらえない ケアプランの内容が希望と違う 等)		
前回までの累計	今回までの累計	前回と今回の差
件	件	件
(3) サービス不足及びサービスの内容関係 (例：そもそもサービスが足りないため、必要なサービスが受けられない ヘルパーが提供するサービスが粗雑 等)		
前回までの累計	今回までの累計	前回と今回の差
件	件	件
(4) 利用者負担関係 (例：利用者負担が急に高くなり、必要なサービスが受けられない 利用者負担を払ってもらえない 等)		
前回までの累計	今回までの累計	前回と今回の差
件	件	件
(5) その他		
前回までの累計	今回までの累計	前回と今回の差
件	件	件

※ 様式上部の日付は、提出日の日付を○で囲む。

※ 4月1日から提出日まで間の累積の件数を記載する。

## 市町村職員を対象とするセミナーの開催について

各市区町村介護保険担当課 御中

厚生省大臣官房政策課  
情報化・地域政策推進室

厚生省では、市町村・厚生省間で情報・意見交換等を行うセミナーを、毎月、テーマを定めて実施しているところです（3月8日付事務連絡参照）。

4月分（4月20日（木））は、「介護サービス供給の確保（ゴールドプラン21等）」がテーマですが、その中で、最新の介護保険制度の実施状況についても説明することとしています。

現在（3月29日時点）のところ、390名の定員に対し、180名程度の余裕があります。引き続き参加を募集していますので、関心のある市区町村におかれましては、ぜひ御参加ください。

なお、申込期限は、4月7日（金）までとさせていただきます。

（本件担当）政策課企画係

TEL: 03-3503-1711(内線 2257)

FAX: 03-3595-2158

市町村セミナー（４月分）実施計画案  
「介護サービス供給の確保（ゴールドプラン２１等）」

1. 日時 4月20日（木） 10：30～17：30
2. 会場 全社協・灘尾ホール（千代田区霞が関、新霞が関ビル・LB階）  
9：45開場・受付開始
3. 定員 390名
4. プログラム案
  - 一 開会
  - 二 主催者挨拶  
厚生省大臣官房政策課
  - 三 厚生省より説明
    - 1 介護保険制度の実施状況について  
厚生省老人保健福祉局
    - 2 ゴールドプラン２１の推進及び在宅福祉について  
厚生省老人保健福祉局
    - 3 老人保健事業第４次計画について  
厚生省老人保健福祉局
  - 四 講演「サービス供給と市町村の役割」  
大正大学 橋本 泰子 教授
  - 五 市町村による事例報告（老人保健福祉計画・介護保険事業計画の策定）
  - 六 質疑応答・意見交換

（会場地図）

（略）

## セミナーの申込み方法について

### 【申込み方法】

申込みの手順は以下によりますので、セミナーへの参加を希望する方は、これに沿ってお申し込みください。

#### 1. 参加募集の事務連絡の発出

厚生省より、都道府県を通じて、事務連絡により、募集を開始する月のセミナーの参加受付開始を連絡します。その際、会場や開始時間もあわせてお示しします。

#### 2. FAXによる申込み

参加を希望する方は、当該月のセミナーの申込期限（開催日の3週間前）までに、各月毎の様式により、直接、厚生省あてにFAXで申し込んでください。

#### 3. 先着順の受付

厚生省では、申込み受付期間中、定員に達するまで、先着順に申込みを受け付けます。

#### 4. 定員超過の場合のお断り

定員に達して以降の申込みについては、申込みから数日中に、定員に達しており参加いただけない旨のお断りのFAXを、厚生省から返信します。

#### 5. 当日の参加

お断りのFAXが来なかった方は、参加が受け付けられていますので、当日、参加募集の事務連絡に示した会場においでください。

屋食の用意はありませんので、御留意ください。また、お早めに受付を済ませていただくようお願いします。

#### 6. 参加受付状況

参考として、WISHホームページ上の「情報センター」→「厚生省からのお知らせ」のページで、参加を受け付けた方の名簿を、適宜、掲載いたします。

※WISHホームページは、WISH(厚生行政総合情報システム)に接続しているパソコン(「認定支援ネットワーク」用など)から閲覧できます。

### 【留意事項】

1. 今年度は、11年度にセミナー参加者個人あてに送付していた参加決定通知はお送りいたしませんので、御了承ください。
2. 参加を受け付けた方については、全席指定により席を確保いたしますので、確実に御参加いただくようお願いします。
3. 開催場所及び開始時間については、参加募集の事務連絡に示すとおりですが、特段の事情による変更があり得ます。その場合には、別途、参加いただく方に御連絡いたします。
4. 今年度は、原則として、セミナー終了後の懇親会の開催はいたしませんので、御了承ください。

平成12年 月 日

## 市町村職員を対象とするセミナー 参加申込書（4月／5月用）

次の様式に必要な事項を御記入の上、FAXにて申し込み下さい。

厚生省大臣官房政策課企画係 FAX 03-3595-2158

開催日	月 日 ( )
市区町村名	都 道 市 区 府 県 町 村
所属部課名	
参加者	(職名) (年齢) フリガナ (氏名) 男 ・ 女
連絡先	(住所) 〒
	(電話) (代) (内線 ) (直)
	(FAX)
	(e-mail)
テーマに関する 市町村の現状	
テーマに関する 関心事・意見・ 質問等	

\*具体的かつ簡潔に御記入下さい。